

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令3-職2〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動1は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動2は、ヘイトスピーチに該当しない。

記

（表現活動1）

令和3年10月頃に大阪市内にある飲食店（以下「本件店舗」という。）の営業に関し、ナチス・ドイツの軍服を着用し、本件店舗のロゴにナチス・ドイツの標章を入れる等を行った行為（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

インターネット上の情報サイト（以下「本件情報サイト」という。）の特定のウェブページにおいて、本件店舗に関する情報の一部を掲載し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」といい、本件表現活動1及び2を併せて「本件表現活動」という。）

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動の調査審議対象について

（1）調査審議の対象とする本件表現活動について

本件表現活動の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件表現活動の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件表現活動の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において確認した令和3年10月11日時点における本件表現活動の内容を調査審議の対象とすることとした。

（2）条例の適用関係について

本件表現活動は、令和6年10月24日の時点で既に行われていないことが、

市民局により確認されているが、少なくとも令和3年10月11日の時点においては、本件表現活動が不特定多数の者により確認できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

2 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについても書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記3及び4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによりその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件表現活動1について

(1) 条例第5条第1項各号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内にある本件店舗での営業として行われていることから、大阪市内で行われたことは明らかなので、条例第5条第1項

第1号に該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動者が本件表現活動1を行った理由は、集客効果を狙い、ナチス・ドイツの軍服を従業員に着用させることでその容姿を際立たせ、他店との差別化を図ったものであり、侮蔑的対応や誹謗中傷は行っていない蓋然性が高いことが、本件表現活動2の記載内容から推察され、また、ナチス・ドイツの軍服及び標章以外にはユダヤ人、ポーランド人、ロマ等(以下「ユダヤ人等」という。)の特定の人種又は民族の属性を問題にしている表現やナチス・ドイツについて言及する表現などの他の手段による表現も認められない。

さらに、市民局が確認したところ、本件表現活動1が行われていたのは令和3年10月当初頃から10月末頃までの長くとも1か月程度であり、その後、軍服ではない別の衣装を従業員が着用して営業しているとみられることから、ユダヤ人等の特定の人種又は民族を侮蔑又は誹謗中傷するという意図の下、本件表現活動1を行ったのではなく、単なる集客効果にしかその狙いがなく、侮蔑的対応や誹謗中傷は行っていない蓋然性が高いことが推察され、これらを総合的に勘案すると、相当程度の侮蔑又は誹謗中傷を伴う内容又は態様であるとまでは認めることはできない。

また、特定人等に脅威を感じさせる態様又は内容であるかどうかについては、ナチス・ドイツが、歴史的に、ユダヤ人等を迫害してきたことから、当該人種又は民族に係る特定人等にとっては、その歴史が呼び覚まされ、一定の脅威を感じさせるものとなる可能性があり遺憾ではある。

しかしながら、本件表現活動1は1か月程度という短期間に本件店舗内で行われていたという態様に鑑みれば、当該人種又は民族に係る特定人等のうちの相当数に、その生命、身体又は財産が具体的に侵害されるとの脅威を感じさせるようなものとまでは認めることはできない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(3) 小括

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

4 本件表現活動2について

(1) 条例第2条第1項第2号該当性について

本件表現活動2は、集客の目的でインターネット上の情報サイトに本件表現活動1の一部を掲載したものであり、本件表現活動2はインターネット空間で行われていたという差異が認められるものの、その意図・目的は本件表現活動1と同様であり、本件表現活動2に掲載されている情報はあくまでも本件表現活動1に係る営業内容の一部である。

本件表現活動2は、上記3(2)のとおり掲載されていた期間は1か月程度という短期間であると推察され、集客目的で本件表現活動1から派生したものであることも含めて総合的に勘案すれば、上記3(2)と同じく遺憾ではあるが、その表現活動の内容や態様が、ユダヤ人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、当該人種又は民族に係る特定人等のうちの相当数に、その生命、身体又は財産が具体的に侵害されるとの脅威を感じさせるようなものとまでは認めることはできない。

(2) 小括

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過
令和3年度 令3-職2

年 月 日	経 過
令和 3年 11月 30日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 3年 11月 30日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 8月 29日	調査審議（答申案）
令和 7年 9月 29日	調査審議（答申案）
令和 7年 10月 31日	調査審議（答申案）
令和 7年 11月 10日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）